
監 査 委 員

20年監査公表第11号

住民監査請求に係る監査の結果（平成20年 1月 7日提出）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年 6月13日

京都府監査委員 田 坂 幾 太
同 小 卷 實 司
同 道 林 邦 彦
同 村 山 佳 也

監査委員の意見を受け、平成20年 1月11日に改めて当該事業者代表に対し、償還額の現状認識と全額返済の意思を確認するとともに、その日以降 5回にわたり合計残高試算表、償却資産台帳、確定申告書、決算報告書、資金繰表、金融機関残高証明書、預金通帳の写し、連帯保証人所得証明書等により直近の経営・財務状況等の調査や中小企業診断士による運営診断を実施し、同年 3月 7日付けで増額の償還計画を提出させた。

なお、平成19年 2月28日に（独）中小企業基盤整備機構から通知された「都道府県の債権管理に対する対応指針」を踏まえ、同年12月 6日に外部の専門家に委嘱して

設置した「高度化資金等債権整理委員会」において、平成20年5月16日に「高度化資金等の債権管理に関する基準」(別添)が策定されたところであり、今後はこの基準に基づき、個別具体的な債権管理を進めることとしている。本件案件についても引き続き毎月の償還管理の徹底と外部調査機関による定期的な運営診断及び連帯保証人の資産状況調査等の実施を通して、毎年、外部専門家の検証を経た上で増額に向けた償還計画の見直しを提出させ、厳しく返済を求めていくこととした。

(参考)

当該事業者からは本年3月、4月に償還計画通りの増額償還が行われている。

【別添】

平成20年5月16日

高度化資金等債権管理に関する基準

【京都府版】

高度化資金等の貸付先のうち、事業継続中の案件で、貸付当初の契約どおりの償還が不可能となった貸付先及び延滞金を発生している貸付先については、次の1から5のいずれかの基準に該当し、経営責任や償還に対する誠意が認められる場合には、「事業再生を支援していく先」として分類し管理する。

また、6に該当する破綻先についても、「事業再生を支援していく先」として分類し管理する。

なお、分類については、原則として毎年度見直しを行うこととするが、特に変更の必要が生じた場合はその都度見直すこととする。

- 1 概ね10年以内に元利金の完済が見込まれるもの
(ただし、貸付当初の最終償還期限が未到来の貸付先は、貸付当初の最終償還期限後概ね10年以内に元利金の完済が見込まれるもの)
- 2 収益性や将来性があるなど事業価値があり、取引金融機関等の関係者からの支援により事業再生の可能性が認められるもの
 - 2-1 直近3期の財務状況等を勘案し、毎年利益を出しているなど、今後も事業が継続し、業績が回復する見通しがあること。
 - 2-2 将来的な経営ビジョンが明確であり、裏付資料で説明可能な償還計画が作成されている、或いは、今後作成する予定があること。
 - 2-3 技術等に関する第三者の評価が高く、事業に将来性があると認められること。

上記2-1から2-3のいずれかに該当し、かつ取引金融機関等から融資等の支援があること。
- 3 地域社会・地域経済にとって、欠くことのできない事業を実施しているなど、地元の地方公共団体等からも支援が実施されている、或いは、今後実施されることが予定されているもの
 - 3-1 事業を継続することが、地元地域にとって不可欠なものであり、貢献度が高いと認められ、地元自治体や金融機関から支援が実施又は実施される予定があること。

4 集団化形態等で、回収処理を進めた場合には、健全に事業を営んでいる組合員の事業継続にも支障を来す可能性があるもの

4-1 組合の事業形態、組合員の構成及び各組合員の経営状況を勘案し、健全な組合員への波及効果が大きいと認められること。

5 事業継続させることによる今後の回収見込額の現在価値が、回収処理(担保処分・保証人からの回収)を進めることによる回収見込額よりも上回っているなど、貸付先の事業を継続させる方が徴収上有利であると客観的に認められるもの

5-1 回収期間を5年とした場合の回収見込額が、担保処分等の回収処理で得られる現在価値よりも上回ること。

6 破綻状態にあるが、民事再生法に基づく再生計画等が認可されているもの

「事業再生を支援していく先」への対応

「事業再生を支援していく先」に分類した貸付先については、定期的な管理を徹底するとともに、以下に掲げる対応を行うことで貸付先を支援していく。

(1) 定期的な経営状況の把握等

貸付先の管理

ア 貸付先への訪問・ヒアリングの実施(年数回)

イ 財務諸表等の徴収・分析(年1回以上)

担保の管理

ア 物的担保

(ア) 物件の確認(年1回以上)

(イ) 担保価値の評価(年1回以上)

イ 連帯保証人

(ア) 保証能力の検証(年1回以上)

(イ) 保証債務額の通知(随時)

(2) 貸付先への対応

一次対応

一次対応として、以下に掲げる支援策を通じて、貸付先の自力再生を支援する。

ア 京都府による運営診断

イ 外部の定期的なフォローアップの実施

((独)中小企業基盤整備機構のアドバイザー制度の活用等)

ウ その他上記に準ずる経営支援の実施

二次対応

一次対応を行ってもなお、自力での再生が困難と判断される貸付先については、二次対応として、以下のア、イによる法的整理・私的整理等のスキームに基づいた債権放棄等を検討する。なお、法的整理・私的整理等による支援が不可能と判断された場合には、「回収処理を進めていく先」に分類する。

ア 法的整理

(ア) 民事再生法に基づく再生計画の策定

(イ) 会社更生法に基づく更生計画の策定

イ 私的整理

(ア) 調停(裁判上・裁判外)

- (イ) 中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定
 - (ウ) 「私的整理に関するガイドライン」に基づく再建計画の策定
 - (エ) その他合理的な整理計画又は再建計画の策定
- (3) 個別貸付先の債権管理について
高度化資金等債権管理委員会（仮称）により、個別の貸付先の債権管理方法を審議し、その内容により債権管理を行う。